

令和4年度中に申し出られた苦情等への対応状況

(1) 申出件数

1件 (令和4年8月16日申出)

(2) 申出の趣旨

岐阜市における「女性防火クラブ」の名称の見直しと、男女が共に参画するため、各自治会へ当該クラブの活動目的（家庭における災害・火災予防思想の普及など）の啓発を求める。

(3) 調査結果

当課で、「岐阜市男女共同参画推進条例に係る苦情等の対応に関する要綱」（以下、「要綱」という。）第3条に基づき調査し、その結果は以下の通りです。

「女性防火クラブ」（以下、「クラブ」という。）は、地域において家庭の防火・防災を目的として活動している。

名称については、法律や条例で定められたものではないが、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」第18条に「女性防火クラブ（女性により構成される家庭から生ずる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織をいう。）」と明記されており、全国的な共通認識のもと広く普及している現状である。

名称の見直しについては、クラブが任意団体であることから、各地域のクラブに主体的に検討していただく必要があり、各地域のクラブ会長で組織される「岐阜市女性防火クラブ協議会」に申出の主旨を周知し、各クラブの実態、意見を幅広く調査した上で、協議していくこととした。

また、各自治会のクラブの活動目的の啓発については、現在も啓発活動を継続中であり、個別に申出があれば、それぞれ対応する旨の回答を消防本部予防課から得た。

なお、本件の申出の趣旨の2点においては、意見聴取の結果、関係部局から検討及び啓発について、対応することが確認できたため、事務局において苦情処理部会の開催には及ばないと判断した。

(4) 通知

要綱第3条第4項の規定に基づき、申出者に対して、「苦情等対応通知書（第2号様式）」により、上記結果を通知した。（令和4年9月14日通知）